

議案第 57 号

飯能市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「同条第 1 号に規定する暴力団」の次に「（以下「暴力団」という。）」を、「除く。」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第 192 条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）（暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）」を加える。

第 7 条第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 18 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 48 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 61 条の 9 第 4 号、第 61 条の 10 第 5 項及び第 61 条の 20 の 3 中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第 192 条中「施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 6 月 8 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者)</p> <p>第5条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人(飯能市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第192条において同じ。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)(暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定を受けることができる者)</p> <p>第5条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人(飯能市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる</p>

<p>介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第3条第1項第1号に規定する者をいう。以下この章において同じ。)が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>	<p>介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第3条第1項に規定する者をいう。以下この章において同じ。)が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>
<p>(2)～(4) 省略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p>	<p>(2)～(4) 省略 (法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p>
<p>第18条 指定定期巡回・隨時対応型訪問 介護看護事業者は、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則</u>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>第18条 指定定期巡回・随时対応型訪問 介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則</u>(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>

第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者的心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第3条第1項第1号に規定する者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 省略

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定

第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者的心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は令第3条第1項に規定する者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 省略

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、

36条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する

36条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第192条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サー

小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

ビス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(抜 粋)

○厚生労働省令第三十号
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

